

未利用口座管理手数料の導入及び規定改定のお知らせ

当行では、長期間利用されていない預金口座の利用促進と不正利用口座の発生防止（マネーロンダリング対策）のため、2020年6月1日以降にご開設される普通・貯蓄預金口座に未利用口座管理手数料を導入させていただきます。また、これに伴い規定（約款）の改定を行いますのでお知らせいたします。

内容をご確認いただき、お取引いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料

項目	内容
対象となる口座	<ul style="list-style-type: none">● 2020年6月1日以降にご開設される普通・貯蓄預金口座が対象になります。（総合口座を含みます）● 既にご開設していただいている口座は対象になりません。
未利用口座となる口座	<ul style="list-style-type: none">● 最後のお預け入れまたは払戻し（該当普通・貯蓄預金の元金に対する利息入金および未利用口座管理手数料の引き落としは除きます）から2年以上、一度もお預け入れまたは払戻しのない口座を未利用口座としてお取扱いします。 （総合口座は普通・貯蓄預金の両方が上記基準に該当した場合に対象となります）
手数料の金額	年間1,320円（消費税込）
手数料の引き落とし	<ul style="list-style-type: none">● お客さまの口座が未利用口座となった場合、未利用口座管理手数料を該当する口座から引き落としさせていただきます。 ただし、以下の場合は未利用口座管理手数料の対象外となります。<ul style="list-style-type: none">➢ 該当未利用口座の残高が10,000円以上である場合 （総合口座の残高は、普通・定期・貯蓄預金の合計となります）➢ 同一支店で、他にお預かり金融資産のお取引が1円以上ある場合 金融資産（例）：定期預金、積立定期預金、財形預金、投資信託、外貨預金、債券、生命保険、その他保険➢ 同一支店で、お借り入れがある場合● 初回は2025年6月以降に未利用口座管理手数料を引き落としさせていただきます。
自動解約	<ul style="list-style-type: none">● お客さまの口座が残高不足等により未利用口座管理手数料の引き落としができない場合、残金および利息を未利用口座管理手数料の一部とさせていただきます、当該口座を自動的に解約させていただきます。
《ご注意》 ① 盗難、紛失などにより利用停止されている口座も対象とさせていただきます。 ② ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、およびご解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。	

2020年5月1日現在

2. 規定（約款）の改定

（1）対象となる規定（約款）

規定（約款）	改定年月日
<ul style="list-style-type: none">● 総合口座取引規定● 普通預金取引規定・貯蓄預金取引規定● 未利用口座管理手数料の取扱について	2020年6月1日

（2）新設される条項

総合口座取引規定第20条に、以下の条項を新設いたします。

20.（未利用口座管理手数料）

- （1）未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- （2）この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。
- （3）この預金が未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残金および利息を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知することなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。
- （4）一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料は、ご返却いたしません。

※普通預金取引規定は第18条、貯蓄預金取引規定は第19条に新設いたします。

3. 未利用口座管理手数料の詳細

- 未利用口座管理手数料の取扱について

2020年6月1日以降に新たに開設された口座に未利用口座管理手数料が適用されます。
初回未利用口座管理手数料の引落しは、2025年6月以降となります。

- 未利用口座管理手数料のご説明

1.（未利用口座となる口座）

最後のお預け入れまたは払戻し（該当普通預金・貯蓄預金の元金に対する利息入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通・貯蓄預金口座を未利用口座としてお取扱いします。

（総合口座は普通・貯蓄預金の両方が上記基準に該当した場合に対象となります）

※ 盗難、紛失などをご利用停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。

2.（未利用口座管理手数料）

- （1）お客さまご利用の口座が未利用口座と確定する前に、文書にてお届けのご住所にご案内

をさせていただきます。

※ 送付した「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

(2) 最後のお預け入れまたは払戻しから2年後応答日の属する月の月末までお取引がない場合は、年間1,320円(消費税込)の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

※ 初回手数料をご負担いただいた後もお取引がなく、未利用口座に該当する場合は、毎年手数料をご負担いただきます。

(3) 次の場合は未利用口座管理手数料の対象外です。(手数料は必要ございません)

① 該当未利用口座の残高が10,000円以上である場合(総合口座は普通・定期・貯蓄預金の合計預金残高が10,000円以上である場合)

② 同一支店で、他にお預かり金融資産のお取引が1円以上ある場合
金融資産(例): 定期預金、積立定期預金、財形預金、投資信託、外貨預金、債券、生命保険、その他保険

③ 同一支店で、お借入がある場合

3. (口座の自動解約)

(1) 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しができない場合、残金および利息を未利用口座管理手数料の一部として充当し、当該口座を通知することなく解約させていただきます。なお、お客さまの口座残高以上のご負担はございません。

(2) ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、およびご解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

4. (その他の注意事項等)

(1) ご案内を受け取りされましたらお口座をご確認いただき、再度ご利用いただくか、ご利用の予定がない場合は、ご解約されることをお勧めします。

(2) 未利用口座管理手数料の取扱について変更がある場合は、ホームページ等でお知らせします。

2020年5月1日現在

以上